

## 資料 2

## 議会基本条例策定特別委員会（第23回・第24回検討事項）会派検討内容

	第23回検討事項	第24回検討事項
検討事項	福島市議会基本条例施行に係る検討事項（修正案） 26、議員の政治倫理に関する事 検討組織：（仮称）政治倫理条例策定特別委員会 検討組織（特別委員会）の設置：平成26年3月	「議会基本条例素案（逐条解説）」修正（案）について
区分	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等
真政会	（今回の意見） ・委員長案で了承	（今回の意見） ・すべて了承
みらい福島	（今回の意見） ・委員長案で了承	（今回の意見） ・すべて了承
市民21	（今回の意見） ・基本的には前回の意見『検討期間について検討開始時期を平成26年4月まで待つ必要性がないと考える。検討開始期間は平成25年8月からでよいのではないか』ではあるが、検討組織を平成26年3月に設置し、4月から検討に入ることを基本条例策定特別委員会で確認することも可とする。	（今回の意見） ・特になし
公明党	（今回の意見） ・委員長案で了承	（今回の意見） ・すべて了承
日本共産党	（今回の意見） ・委員長案で了承	（今回の意見） ・すべて了承
社民党・護憲連合	（今回の意見） 各会派の見解を尊重しますので、特別委員会の設置を平成26年3月による4月から検討開始も了とします。 なお、十分に検討時間をかけ、検討時間確保のため少しでも早く検討開始することを要望します。	（今回の意見） ・すべて了（文言整理のため）